

## 後見制度支援預金

(2023年1月4日)

1. 商品名	後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	○家庭裁判所より後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方 (注) 補助人、保佐人、任意後見人、未成年後見人は対象外です
3. 取扱店舗	○当行の本支店窓口
4. 預金種類	○普通預金 または 決済用普通預金
5. お預け入れ期間	○定めはございません
6. お預け入れ方法 (1) 口座開設 (2) お預け入れ方法 (3) 最低お預け入れ金額 (4) お預け入れ単位	○家庭裁判所より発行された「指示書」に基づき、窓口にて受け付けいたします ○随時お預け入れいただけます ○【初回預入時】300 万円 【追加預入時】1 円 ○1 円単位
7. 払戻方法	○家庭裁判所より発行された「指示書」に基づき、窓口にて払戻しいたします
8. お利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) お利息への課税 (5) 金利情報の入手方法	毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。なお、決済用普通預金の場合は、お利息は付きません ○毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に支払います ○毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ○20% (国税 15%、地方税 5%)*の源泉分離課税となります ※復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の源泉分離課税となります ○店頭でご確認ください
9. 口座開設手数料	○11,000 円 (税込)
10. 付加できる特約事項	○家庭裁判所より発行された「指示書」に基づき、「定額自動送金」をご利用いただけます (当行所定の手数料がかかります) ※振込日は毎月 1 回、毎月同一日でご指定いただけます
11. 本口座の解約	○家庭裁判所より発行された「指示書」に基づき、窓口にて受け付けいたします。ただし、以下の場合は指示書によらず、当行で解約を実施します ① 預金者が亡くなった場合等、預金者が法定後見制度の適用外となったとき ② 「定額自動送金」をご利用かつ、口座残高が 1 回の振込金額・手数料額に満たなくなった場合 ③ 普通預金規定、決済用普通預金規定に定める解約事由に該当する場合 ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

12. 中途解約時のお取扱い	○定めはございません
13. 預金保険	○預金保険制度の対象となり、同制度の範囲内で保護されます。なお、決済用普通預金の場合は、全額保護されます。くわしくは窓口におたずねください
14. 当行が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで。
15. その他参考となる事項	○本口座は以下のお取引をご利用いただけません ①キャッシュカードの発行 ②公共料金等の口座振替 ③インターネットバンキング等の非対面取引